

実績者用 (新規者の方は、「新規者用(保留枠)」を御覧ください。)

【注1】4月年度枠、6月保留枠で証明書の発給を受けた方は、対象外です(申請できません)ので御注意ください。

【注2】「実績者」:過去2年間に年度枠又は保留枠の証明書を使用した実績(通関実績)を有する者であって、全ての証明書を返納した者です。

【注3】過去2年間に年度枠又は保留枠の証明書を使用した実績(通関実績)を有しない者及び過去2年間に「再割当」証明書のみを新規者として発給を受けた者は、2022年度申請に際しては、「実績者」でなく「新規者」です。

(お知らせ)
**2022年度「皮革及び革靴の関税割当て」
申請等における注意点について**

令和4年9月13日
経済産業省貿易経済協力局
貿易審査課

【申請者(保留枠・実績者)の皆様へ】(新規者の方は、「新規者用」を御覧ください。)

新型コロナウイルス感染拡大の予防等のため、2022年度関税割当ての9月の保留枠の申請等は、郵送申請(レターパックプラス(赤・520円のもの)または書留郵便)のみとします。

【重要】郵送申請の受付期間:9月27日~9月28日(必着)の間です。
9月29日以降に到着した場合は、申請は無効となりますので御注意ください。

1. 申請数量(関税割当て公表(以下「公表」)第7-2(p.11))は、事業計画に基づいた数量としてください。

また、関税割当て証明書を使用せずに、RCEP(中国、ASEAN、豪州等)、日EU経済連携協定等に基づくEPA税率等を適用して輸入する予定数量を除外した数量を申請してください。

なお、過大な数量と判断される場合には、事業計画等の提出を求め、申請数量を補正(変更)いただく場合があります。申請前に、必ず、申請数量の見直しをお願いします。

(事例):申請数量が5,000足、2021年度割当て数量100足のところ、通関実績50足のよう
な場合。

(参照):申請数量の見直し等に際しての基準数量算出シートについて(公表第8-2保留枠(p.13
~))

・申請者自身が基準数量を算出できる「基準数量算出シート(エクセルファイル)」を関税割当てホームページの各種様式(2022年度様式)に公開しています。このシートの利用により、2022年度の割当て申請により割当て数量の基礎となる「基準数量」が算出できます。申請書に記載する申請数量を算出する際の参考の数量として御利用ください。

・利用方法

(1)2020年度返納確認書、2021年度返納確認書等を準備

(2)本シートのファイルをダウンロードし入力箇所に割当て数量、返納数量、非割当て数量を入力

(3)基準数量欄の数量表示

過去の通関実績・割当て数量の入力により「基準数量」が表示されます。全申請者の申請数量の総計が、保留枠の割当て1回分の数量以上になる場合には、基準数量以上の数量を申請しても、基準数量以上の割当てを受けることができない場合や基準数量を下回る割当て数量になることがあります。予め御了承ください。

2. 郵送申請による対応のため、申請窓口で不足書類等の補正等ができず、審査に時間を要し、関税割当証明書の発給時期が遅れることが予見されます。

そのため、発給開始日については、10月4日を目途に、改めてホームページでお知らせします。迅速な審査に努めますが、何卒、御了承をお願いいたします。申し訳ございませんが、事業計画との関係で御注意をお願いします。

3. 提出書類の不足と不備がないように御注意いただき、受付審査への御協力をお願いします。

【注】提出書類に不備・不足等がある場合、申請を認められません。【別紙1】（本お知らせ(p.3)）及びチェックシート（本お知らせ(p.11)）により点検の上、発送してください。

4. 提出書類の不備・不足等のある場合、申請窓口の審査官から御連絡しますので、日中に連絡が取れるよう御協力をお願いします。

【注】チェックシート（本お知らせ(p.11)）の担当者氏名の欄に電話番号の他に、連絡の取り易い携帯電話番号、メールアドレス、FAX番号を記載してください。

5. **書類到着から審査期間中に連絡が取れずに、不備・不足等を整備できない場合には、申請要件を満たさない申請として取り扱いますので、あらかじめ御了承ください。その場合、提出書類一式を返却等いたします。**

6. **過去に発給を受けた証明書の内容変更申請・届出等の必要な手続等を行っていない場合、申請が認められない場合等がありますので、御注意ください。**

7. 過去に発給した証明書の返納は、申請資格要件です。申請書を郵送される前に早期の返納をお願いします。

返納が済んでいない場合は、申請要件を満たさず受付できません。また、書類不足等により返納審査が未了の場合も、同じく申請要件を満たしません。

8. 申請を受け付けた場合であっても、書類審査の結果、不適格と判断された場合は、関税割当証明書の発給はできませんので、あらかじめ御了承ください。

以上が、主な留意事項等になりますが、次ページ以降につきましても必ず御確認をお願いします。

提出書類、主な注意点、申請要件等については【別紙1】（本お知らせ(p.3)）を、また、郵送申請等については【別紙2】（本お知らせ(p.5)）を御覧ください。

申請受付・審査等への御理解と御協力をいただけますよう何卒よろしくお願い申し上げます。

【別紙1】

I. 提出書類等「保留枠（実績者）」—皮革、革靴共通—（法人又は個人事業者）

【重要】 昨年度と提出書類に一部変更がありますので御注意ください。

2022年度の新様式を使用し郵送申請（レターパック・プラス（赤色）または書留郵便）してください。代理申請は認められません（他社の申請は同封しないでください）。

（↓提出書類（様式）のダウンロード先（関税割当ホームページ「申請様式（2022年度）」）

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/03_import/01_kanwari/kanwari_2_2022.html

【実績者について】：過去2年間（2020（令和2）年4月1日から2022（令和4）年3月31日まで）に年度枠又は保留枠のいずれかの証明書の発給を受け、輸入通関した実績を有する者であって、同期間中に発給を受けた全ての証明書（再割当てによる証明書を含む。）を返納した者（公表第5-1申請者の要件（3）①実績者 参照（公表p.5））

○ 提出書類（公表第6（p.7））

■下記①～⑦の全ての書類を提出してください。■

- ① 関税割当申請書（省令様式第1） 1通
- ② 関税割当輸入実績表（申告書）（公表様式第1） 1通

【注1】 様式中に一部内容に変更がありますので、2022年度様式をホームページからダウンロードし提出をお願いします。

【注2】 2022年度の改正（変更）：「自ら輸入」申告書（革靴用）【公表様式第5】は、本申請後に発給を受けた2022年度証明書（新年度の証明書）を返納する際に提出してください。

本2022年度の申請には、提出不要です。

- ③ 法人の印鑑証明書又は個人事業者本人の印鑑登録証明書 原本1通（申請日前1か月以内に交付されたもの）
- ④ 国税庁法人番号公表サイトで検索した法人情報の画面を印刷した書面 1通
- ⑤ 個人事業者は、事業者（申請者）本人の公表第5申請者の要件表中の事業による事業（営業）収入のある「令和3年分の所得税の確定申告書B（第一表及び第二表）」及び「令和3年分収支内訳書」（青色申告者は「青色申告決算書」）の控えの原本1通（税務署の文書收受印があるもの（注1））（注2）
（注1）税務署の文書收受印が無い場合は、e-TAXで申告した「電子申請等証明データシート」を印刷した書面1通を併せて提出する（税務署が受信時にメールする「メール詳細」を印刷した書面でも可とする。）
（注2）控えの原本・書面は、郵送申請にあたっては、後日、返却する。
- ⑥ 返信用のレターパック・プラス（赤色）
- ⑦ (01) チェックシート 保留枠申請用（実績者用）

（※）以上が提出書類ですが、必要に応じ上記以外に書類を求める場合があります（公表第18 その他 4 追加資料の提出（p.23）参照）

また、詳細については、ホームページ等に掲載の「公表」及び以下（次ページ以降）の【別紙1】（本お知らせ（p.3））、【別紙2】（本お知らせ（p.5））を御確認ください。

【注】各種様式への押印は不要です。

II. 主な注意点等について

- 公表及び注意事項には、関税割当ての申請手続、申請者の義務などの重要事項を記載していますので、**必ず公表及び注意事項をよくお読みください。**
- これらの手続や義務を怠った場合には、当該年度に発給した証明書を発給時に遡り無効とし、当該証明書の返納を求め、さらに、その事実が判明した日からその属する年度の翌々年度の末日まで、申請要件を満たさない申請者として取り扱われることがあります。
- 申請数量、申請資格要件などの重要な留意事項がありますので、3月8日付けのお知らせも、合わせてご参照ください。

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/03_import/01_karwari/download/2022/kw001_info_jisseki2022.pdf

1. 申請者の要件について（公表第5（p.6）参照）

(1) 公表に基づき証明書の発給を受けることができる者は、次の要件を満たさなければなりません。

- 過去2年間に年度枠又は保留枠の証明書を使用した実績を有する者であって、全ての証明書を返納した者

(2) 過去2年間に年度枠又は保留枠の証明書を使用した実績（通関実績）を有しない者及び過去2年間に「再割当」証明書のみを新規者として発給を受けた者は、2022年度申請に際しては、「実績者」でなく「新規者」です。予め御了承ください。

2. 要件を満たさない申請者（公表第5 4（p.6）及び第18 1（p.21）参照）

次に該当する場合は、申請できません。

- (1) 過去2年間に発給を受けた証明書（申請時点で有効な証明書を除く）が返納されていない場合
- (2) 過去2年間に発給を受けたいずれかの証明書によって輸入通関されたものが「自ら輸入」に該当しない場合
- (3) 2020年度以降に発給を受けた証明書についての経済産業省の事後審査等による申請者への照会に対し、照会事項等が確認できない場合
- (4) 他者へ証明書に係る輸入の事業譲渡を行った法人
- (5) 他者へ証明書に係る輸入の事業譲渡を行った法人の代表権者が個人事業者として申請する場合
- (6) 個人事業者が法人に名義変更（法人成り）をした当該法人の代表権者が、再度、個人事業者として申請する場合
- (7) 既発給証明書が不正使用等により発給時に遡り無効とされた場合
- (8) その他経済産業省が所管する物品の輸入において、2020年度以降の事後審査等により関税割当制度を不正に利用したことが判明した場合

【申請者（保留枠・実績者）の皆様へ】

2022年度「皮革及び革靴の関税割当て」の郵送申請等について

(新型コロナウイルス感染症の拡大予防等のための措置)

2022年度「皮革及び革靴の関税割当て」の9月の保留枠は、郵送申請により受付を行います。郵送申請の方法等について、次のとおりお知らせしますので、御確認の上、申請をお願いします。

【重要】保留枠の郵送申請の受付期間：9月27日～9月28日（必着）の間です。

(年度途中の再割当て等を含む各種手続についても、郵送申請により受付を行います。)

なお、原則、対面審査は行いませんが、必要に応じて、対面審査等を行う場合がありますので、予め御了承ください。

【注】当面の間、郵送申請により受付を行います。変更する際には、ホームページ等でお知らせします。

1. 郵送申請手続と申請受付期限等について

(1) 2022年度の9月の保留枠等は、**郵送申請を行ってください。**

郵送による申請書及び提出書類の発送は、紛失防止手段（郵便物の追跡確認ができない普通郵便の利用など）を取らなかったことによって、紛失が発生する可能性があるため、レターパックプラス（赤・520円のもの）**または**書留郵便**を利用して最寄りの申請窓口（本お知らせ p.9～10）まで発送してください。**

(紛失防止手段（郵便物の追跡確認ができない普通郵便の利用など）を取らなかったことによって、申請書及び提出書類の紛失が発生した場合、当省は一切責任を負いません。)

(2) **申請受付期限は、9月28日を必着とします。**9月27日までに発送されたことが消印等で確認できる場合を除き、**9月29日以降に到着した場合は、申請は無効となりますので御注意ください。**

(3) **証明書の発給は、郵送（返信）いたしますので、提出書類とともに、必ず、返信用レターパックプラス（赤・520円のものに限定します）を同封（※）の上、発送してください。**

（※）返信用レターパックプラスの宛先には、証明書送付先を記入してください。申請者住所以外は不可です（特段の事情がある場合には、申請窓口にご相談ください。）

また、保管用シールの追跡番号をお手元にメモし、保管用シールを剥がさないで発送してください。

(4) **提出書類に不備・不足があった場合、また、証明書の返納、内容変更等を行っていない場合は、申請が認められない場合等がありますので、十分に御注意ください。**

(5) 提出書類に不備・不足等のある場合、審査官から御連絡しますので、日中に連絡が取れるよう御協力をお願いします。

(※) チェックシート（本お知らせ（p.11））の担当者氏名の欄に電話番号の他に、連絡の取り易い携帯電話番号及びFAX番号、メールアドレスを記載してください。

(6) **書類到着から審査期間中に連絡が取れずに、不備・不足等を整備できない場合には、**申請要件を満たさない申請として取り扱いますので、あらかじめ御了承ください。**その場合、提出**

書類一式を返却等いたします。

(7) 9月28日までに返納未了の場合は未返納として扱います。

(8) 過去に発給した証明書の返納は、申請資格要件です。

【注】本お知らせ 8 証明書の返納 (p.8) をご確認ください。

(9) 申請書及び提出書類等の日付 (申請日等) の欄には、書類の発送日を記入してください。

2. 申請窓口 (郵送先) について

(1) 2022年度9月の保留枠は、住所移転があった場合や組織変更等による担当部署の移転等を除き、原則、2021年度までに証明書の発給を受けた窓口に郵送申請を行ってください。

(2) 各申請先の住所等は、本お知らせ (p.9~10) 及び「関税割当公表第4 申請窓口」(p.4~5) に掲載していますので、御確認の上、レターパックプラス (赤・520円のもの) または書留郵便により、発送してください。

【注】関東経済産業局 (さいたま新都心) には、申請窓口がありません。郵送での申請も受け付けておりませんので御注意ください (郵送しないようお願いします) 。

3. 条件等について

(1) 申請要件 (資格)、提出書類等については、関税割当公表 (以下「公表」、関税割当ホームページに掲載中) を必ずお読みください。

(2) 1社 (者) 1申請です。他社分は同封しないでください。

郵送申請は、委任状による代理申請は、認められません (代理申請はできません) 。

(3) 他の申請者の提出書類に同封された申請、または、他社の封筒で申請された場合は、代理申請と判定し、申請を受け付けたとしても、発給できない場合があります。

(4) 公表に定める申請要件及び提出書類 (申請書類) 等のほかに、上記の手続き、条件を満たしていない場合、提出書類は受け付けず、そのまま返送する場合があります。

(5) 提出書類は、関税割当公表に定める全ての書類の提出が必要です。

(6) 「公表第18 3 身分確認について」の①社員証~⑨個人番号カード及び従業員証明書 (注意事項様式第4) の提出は、不要です。

○以下も注意事項等ですので、御確認をお願いします。

【注1】「皮革」3物品と「革靴」(公表 第1 関税割当てを行う物品及び申請区分 (p.1) 参照) の申請等は、同封して構いません。

【注2】チェックシート (本お知らせ (p.11)) にチェックマーク及び必要事項を記入し、同封してください (チェックシートはホームページからもダウンロードできます) 。

【注3】記載事項の不備や書類不足などがあった場合には、申請窓口の審査官から連絡をしますので固定電話の他に連絡の取り易い携帯電話番号及びFAX番号、メールアドレスをチェックシートの担当者欄に記載の上、チェックシートを同封してください。

【注4】提出書類の副本をお手元に保管してください。後日、窓口の審査官から問合せする場合があります。

【注5】住所等の内容変更の届出等が必要な方は (発給窓口まで) 速やかにお済ませください。内容変更届出等 (代表者や住所の変更等) の時期が重なる場合には、内容変更 (申請・届出) 書及び必要書類を同封してください。

内容変更届出等が行われていない場合、また、届出等が遅延している場合には、手続違反

のため、申請を認めない場合がありますので、御注意ください。

【注6】郵送による申請と郵送での証明書の返信のため、証明書の引換書は発行しませんので、予め御了承ください。

なお、引換書が必要と判断される場合（例. 税関から依頼がある場合）には、引換書を発行する場合がありますので、その際は、郵送先の申請窓口まで御相談ください。

（受付窓口での申請受付等が再開された際には、引換書の発行を予定します。）

4. 不足書類の提出期限等について

- (1) 従来申請窓口での申請と違い、当日に窓口で不備・不足書類を御指摘できません。そのため、提出書類の確認作業に時間を要しますが、問い合わせがあるまで、お待ちください。審査官からの指示に沿って、指定された日までに、必ず、追加送付等の対応をしてください。
- (2) 書類の送付については、原則として郵送（書留郵便、レターパックプラス（赤・520円のもの））を利用させていただきますが、少量の資料または原本確認が不要な書類等については、FAX、メール等による送付を認める場合がありますので、申請窓口の審査官からの指示に従ってください。
- (3) なお、提出書類のうち、原本提出を求めている書類（例. 確定申告書類の原本（法人の印鑑証明書及び個人事業者本人の印鑑登録証明書を除く））は、証明書の発給の際に証明書に同封し御返送します。

【注】原本が至急に必要な場合には、レターパックプラス（赤・520円のもの）2通（原本返信用・証明書送付用）を提出書類（申請書類）に同封してください。

5. 提出書類（申請書類）の不備・不足等について

- (1) 2022年度9月の保留枠は、郵送申請により受け付けますので、受領後に、順次、提出書類（申請書類）の記載内容等を確認し、後日、必要に応じて電話等により御確認・質問をいたしません。
- (2) 提出書類（申請書類）に不備・不足等がある場合、申請窓口の審査官の指定する日までに提出くださいますよう御協力をお願いします。
- (3) 申請にあたっては、不備・不足等がないように事前に、十分に御確認の上、発送してください。
- (4) 例年、フリガナ等の未記載が散見されますが、その場合も確認を求める場合がありますので、御注意ください。
- (5) また、軽微と判断される不備等については、申請窓口の審査官が訂正等する場合がありますので、御了承ください。
- (6) なお、申請を受け付けた場合であっても書類審査の結果、不適格と判断された場合は関税割当証明書（以下「証明書」という。）を発給いたしませんので、あらかじめ御了承ください。
- (7) 発送前に、【別紙1】（本お知らせ（p.3））及びチェックシート（本お知らせ（p.11））により、再度、提出書類（申請書類）の記載事項に誤りがないように必ず確認してください。

6. 証明書の発給開始時期について（後日、ホームページでお知らせします。）

- (1) 2022年度9月の保留枠は、郵送申請により受付を行いますので、不足書類の指摘等が申請受付窓口でできないため、審査に時間を要することが想定されます。

- (2) そのため、発給開始日については、10月4日を目途に、改めてホームページでお知らせします。関税割当証明書の発給時期が遅れることが予見されます。迅速な審査に努めますが、何卒、御了承をお願いいたします。申し訳ございませんが、事業計画との関係で御注意をお願いします。
- (3) なお、証明書の発給は、発給開始日に返信用レターパックプラス(赤・520円のものに限りま
す)により証明書を発送します。
- (4) 返信用レターパックプラス(赤・520円のものに限りま
す)を申請時に同封いただかない場
合、証明書の発送ができないこと、または、遅延につながりますので御注意ください。
- (5) お電話でのお問合せは、御遠慮くださいますようお願いを申し上げます。

7. お問い合わせ先について

- (1) 2022年度公表及び注意事項の主な注意点等の詳細については、経済産業省の関税割当ホームページのサイトを御覧ください。

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/03_import/01_kanwari/kanwari.html

これら内容等に不明な点がある場合には、「関税割当公表第4 申請窓口」(p.4~5)又は本お知らせ(p.9~10)にお問い合わせください。

- (2) 上記のお問合せについては、公表、注意事項、お知らせ等の資料を準備の上、電話対応時間内に以下の申請窓口までお問合せください。(本省の例：平日9時30分~17時(12時~13時を除く))

8. 【重要】証明書の返納(前年度(2021)及び過去に発給を受けた証明書の返納について)

(※) 今年度(2022)の証明書の発給を受けた場合も、同様に証明書の返納手続きが必要ですので御注意ください。

- (1) 郵送申請の前に、証明書の発給を受けた窓口まで、早期の返納をお願いします。
- (2) 過去に発給を受けた証明書の返納が、今回の申請資格要件のうちの1つですので、申請受付前に早期の返納に御協力をお願いします。
- (3) 返納確認書及び提出書類等の日付(申請日等)の欄には、書類の発送日を記入してください。
【注1】返納が済んでいない場合、申請要件を満たさず申請は無効です。受付できません。
また、書類不足等により返納審査が、未了の場合も同じく申請要件を満たしません。
(9月28日までに返納未了の場合は未返納として扱います。)

【注2】最寄りの申請窓口まで、レターパックプラス(赤・520円のもの)または書留郵便で発送してください。

(※) 令和2年10月30日付けのお知らせをご確認ください。

『2020年度「皮革及び革靴の関税割当て」の関税割当証明書の返納手続きの一部変更について』(証明書の返納関係)~添付書類(輸入許可通知書)の一部を省略します。

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/03_import/01_kanwari/download/2020/kw028_oshirase_syouryaku_yunyukyokatsuchiyo.pdf

- (4) 証明書の返納が行われていない場合には、申請することができません(「公表 第5申請者の要件 4申請要件を満たさない者、第11証明書の無効、要件を満たさない者」を参照)ので、あらかじめ御了承ください。
- (5) 返納確認書1通を御返送しますので、返信用のレターパックプラス(赤・520円)同封してください。返信用についてはレターパックプラス(赤・520円のもの)に限り、書留郵便の封筒は不可です。

●申請窓口（郵送先）

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/03_import/01_kanwari/kanwari_3.html

申請窓口（郵送先）	郵送先住所	【注4】2021年度証明書番号/発給窓口をご確認ください。
経済産業省 貿易経済協力局 貿易管理部 貿易審査課	〒100-8901 東京都千代田区霞が関1丁目3番1号 経済産業省14階 貿易経済協力局 貿易管理部 貿易審査課 関税割当班 電話：03-3501-1511（代） FAX：03-3501-0997	2021A第100021号
同 北海道経済産業局 総務企画部 国際課	〒060-0808 北海道札幌市北区北8条西2丁目1番1 札幌第一合同庁舎5階 北海道経済産業局 総務企画部 国際課 電話：011-709-2311（代） FAX：011-709-1798	2021A第110021号
同 東北経済産業局 総務企画部 国際課	〒980-8403 宮城県仙台市青葉区本町3丁目3番1号 仙台合同庁舎B棟4階 東北経済産業局 総務企画部 国際課 電話：022-263-1111（代） FAX：022-261-7390	2021A第120021号
同 関東経済産業局 東京通商事務所 総務課	〒113-0034 東京都文京区湯島4丁目6番15号 湯島地方合同庁舎3階 関東経済産業局 東京通商事務所 総務課 電話：03-5842-7071 FAX：03-5689-7841	2021A第250021号
同 関東経済産業局 横浜通商事務所 業務課	〒231-0021 神奈川県横浜市中区日本大通11番地 横浜情報文化センター10階 関東経済産業局 横浜通商事務所 業務課 電話：045-212-1105 FAX：045-201-7156	2021A第210021号
同 中部経済産業局 地域経済部 国際課	〒460-8510 愛知県名古屋市中区三の丸2丁目5番2号 中部経済産業局 地域経済部 国際課 電話：052-951-4091 FAX：052-961-7829	2021A第140021号
同 近畿経済産業局 通商部 通商課	〒540-8535 大阪府大阪市中央区大手前1丁目5番44号 大阪合同庁舎1号館2階 近畿経済産業局 通商部 通商課 電話：06-6966-6034 FAX：06-6966-6088	2021A第150021号
同 近畿経済産業局 神戸通商事務所 総務課	〒650-0024 兵庫県神戸市中央区海岸通29番地 神戸地方合同庁舎5階 近畿経済産業局 神戸通商事務所 総務課 電話：078-393-2682 FAX：078-393-2685	2021A第230021号
同 中国経済産業局 産業部 国際課	〒730-8531 広島県広島市中区上八丁堀6番30号 広島合同庁舎2号館3階 中国経済産業局 産業部 国際課 電話：082-224-5659 FAX：082-224-5642	2021A第160021号
同 四国経済産業局 産業部 産業振興課	〒760-8512 香川県高松市サンポート3番33号 高松サンポート合同庁舎 四国経済産業局 産業部 産業振興課 電話：087-811-8525 FAX：087-811-8556	2021A第170021号

同 九州経済産業局 国際部 国際課	〒812-8546 福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号 福岡合同庁舎本館7階 九州経済産業局 国際部 国際課 電話：092-482-5425 FAX：092-482-5321	2021A 第180021号
内閣府 沖縄総合事務局 経済産業部 商務通商課	〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2丁目1番1号 那覇第2地方合同庁舎2号館9階 沖縄総合事務局 経済産業部 商務通商課 電話：098-866-0031 (代) FAX：098-860-3710	2021A 第190021号

【注1】 関東経済産業局国際課（さいたま新都心）では、受け付けておりません。東京通商事務所、横浜通商事務所、本省等に御申請をお願いします。

【注2】 最寄りの申請窓口まで、レターパックプラス（赤・520円のものに限ります）、または書留郵便で発送してください。

【注3】 返信用レターパックプラス（赤・520円のものに限ります）の同封をお願いします。

【注4】 事務所移転等の場合を除き、原則、2021年度に証明書の発給を受けた最寄りの窓口に郵送申請を行ってください（発給を受けた窓口の判別には、お手元の証明書の証明書番号欄（上記証明書番号の例）を御参照ください）。

【注5】 証明書の返納も発給を受けた窓口で郵送により返納手続を行ってください。

実績者用		2022年度申請書類確認チェックシート【郵送申請・申請書同封用】	
保留枠申請用		このシートは入力が可能ですが、記載内容を削除しないよう御注意ください。	
		整理番号 (↑空欄のまま記入しないでください。)	
【注】2021年度再割当てに「新規者」として申請された者は、2022年度の申請資格は「新規者」です。新規者の「お知らせ」「チェックシート」等を御確認ください。			
※1. 1社1申請です。他社分の申請は同封しないでください。委任状(代理人用)による他社分の代理申請は認められません。			
※2. 該当する「チェック欄」に☑チェックを入れ、申請書とともに同封してください。また、経済産業省の審査官から問合せする場合がありますので、本シートの副本及び申請書類一式の副本をお手元に保管してください。			
※3. 申請する革靴・牛染め・牛その他・羊やぎ(割当物品毎に)毎に、本シートを作成し同封してください。			
※4. 提出書類が全て揃っていない場合は受け付けられません。本シートにより不足書類がないか御確認の上で発送してください。			
※5. 内容変更届出(代表権者、住所等)等が必要な場合、保留枠申請の前に速やかに手続きをお済ませください。申請時期と届出等が重なる場合等においては、関税割当証明書内容変更(申請・届出)書(注意事項様式第1)(2通)と必要書類を同封してください。			
<p><注>代表権者、住所、電話番号等の変更の届出等(届出遅延を含む)を行わずに証明書を使用した場合、必要な手続きの違反とみなし、申請の取下げ、証明書の返還・無効、遡及した貨物の非該当扱い、後年度の割当申請ができないなど、関割公表に基づき必要な措置を講じる場合があります。</p>			
※6. 審査に時間を要する案件がある場合には、証明書の発給が遅れる場合があります。あらかじめ御了承をお願いします。			
申請者用		審査官記入欄	
以下の申請書類があり、股間どおりであれば左欄の☐に☑チェックを入れてください。		法人	個人事業者
【共通】	<input type="checkbox"/> 関税割当申請書【省令様式第1】[正本1通] <input type="checkbox"/> 申請数量の見直しを行っており、事業計画に基づく申請数量となっている。 <input type="checkbox"/> RCEP、日EU経済連携協定等(EPA・FTA等)で輸入(予定)数量を除いた申請数量となっている。 <input type="checkbox"/> 申請年月日(発送日)、法人等名、代表者役職名・氏名等が漏れなく記載されている。 <input type="checkbox"/> 法人番号が記入(13桁記入)されている。		
	<input type="checkbox"/> 委任状(法人権限委任用)【注意事項様式第2】[正本1通] (※1)法人内部で代表権者が特定の役職者等(例:部長)に権限を委任し「例:部長名」で申請する場合に必要な「委任状(例:代表取締役名)で申請する場合は提出不要です」。 (※2)【注意事項様式第3】委任状(代理人用)による申請は、現在受け付けておりません(不可です)。 <input type="checkbox"/> 提出日前1ヶ月以内に発行されている。		
	<input type="checkbox"/> 関税割当輸入実績表(申告書)【公表様式第1】[正本1通] 【注】2022年度様式の一部に変更値がありますので御留意ください。2022年度(新)様式で作成してください。 <input type="checkbox"/> 申請年月日が記載されている。 過去2年間(☐前年度・☐前々年度)の年度枠又は保留枠による通関実績がある。 <input type="checkbox"/> 割当物品及び単位に○がされている。 <input type="checkbox"/> 証明書番号、合計欄、数量、返納日は漏れなく記載されている。		
	<input type="checkbox"/> 返信用レターパックプラス(赤色・520円のもの)[1通] ※個人事業者の確定申告書原本の返送を先に希望する場合は計2通同封してください。 <input type="checkbox"/> 宛先欄に証明書の送付先が記入されている。 ※住所は、原則、申請者住所です。他社の住所は不可です。		
	<input type="checkbox"/> 【注】2022年度の改正(変更):「自ら輸入」申告書(革靴用)【公表様式第5】は、申請時の提出は不要です。申請後に発給を受けた2022(新)年度証明書の返納の際に提出してください。		
法人のみ	<input type="checkbox"/> 法人の印鑑証明書【原本1通】 <input type="checkbox"/> 申請日前1ヶ月以内に交付されている。 <input type="checkbox"/> 住所は、申請書記載の住所、又は関税割当輸入実績表に記載されている住所と一致している。 <input type="checkbox"/> 申請書には実際の営業所の住所を記載している。		
	<input type="checkbox"/> 国税庁法人番号サイトで検索した法人情報の画面を印刷した書面[写し1通] ■国税庁検索サイト■ https://www.houjin-bangou.rta.go.jp/ <input type="checkbox"/> 申請書の法人番号、申請者名、住所と一致している。		
個人のみ	<input type="checkbox"/> 個人事業者本人の印鑑登録証明書【原本1通】 <input type="checkbox"/> 申請日前1ヶ月以内に交付されている。 <input type="checkbox"/> 住所は、申請書の住所と一致している。		
	<input type="checkbox"/> 「令和3年分の所得税の確定申告B(第1表及び第2表)」及び「令和3年分収支内訳書」(青色申告者は「青色申告決算書」)【控えの原本1通】※証明書と同封して御返却します。 <input type="checkbox"/> 第一表職業欄に申請者要件に該当する事業名が記載されている。 <input type="checkbox"/> 第一表の収入金額等(事業・営業等)はゼロ以外になっている。 <input type="checkbox"/> (紙申請)の場合、税務署の文書收受印がある。 <input type="checkbox"/> (e-TAX)の場合、「電子申請等証明データシート」を印刷した書面、又は税務署受信時のメール明細を印刷した書面がある。		※審査後返却
【↓以下も記入をお願いします。】			
割当物品名 (いづれかに○)	・革靴 ・牛染め ・牛その他 ・羊やぎ		
※代理申請不可 (フリガナ)	(フリガナ)		(フリガナ)
申請者名	代表者氏名		
※以下には、申請書類を作成された御担当者の職務情報を記入してください。お問合せに備え、原則、御使用の固定電話からメールアドレスまで全ての記入に御協力をお願いします。			
・郵便番号も記入	住所	〒	
・平日昼間に連絡のとれる電話番号等を記入	担当者氏名(お問合せ先)	連絡先	(固定電話)
			(携帯電話)
		(Fax番号)	(Mail)
変更届出 状況確認	<input type="checkbox"/> 2021年度証明書記載の住所、電話番号、代表者名に変更はない <input type="checkbox"/> 変更があり届出済 <input type="checkbox"/> 変更届出同封		
2020年度 証明書返納の有無	<input type="checkbox"/> 済み <input type="checkbox"/> 未返納 <input type="checkbox"/> 未取得		
2021年度 証明書返納の有無	<input type="checkbox"/> 済み <input type="checkbox"/> 未返納 <input type="checkbox"/> 延長使用中 <input type="checkbox"/> 未取得 <input type="checkbox"/> 同封して返納(下欄に証明書番号を記入ください)		
本日、返納される関税割当証明書番号	(年度枠・保留枠)	2021 第 号	(再割当) 2021 第 号
	(再割当)	2021 第 号	(再割当) 2021 第 号
※チェック・記入終了後、このチェックシートは申請書等の提出書類と同封してください。(9月28日必着(9月27日消印有効))			